

SSRI

Give me a break !

ちょっと一言

帰化申請審査の実質的な厳格化

高井 晋

松の内最終日の新聞報道によると、茨城県警は、中国からの帰化人夫婦が茨城県内の約 10 万平方キロの農地を利用して、就労資格がない中国人(延べ 100 人)を雇用して得た収益約 4800 万円を他人名義の口座に隠した容疑(組織犯罪処罰法違反)で、連休明けに逮捕する方針という。同夫婦は、昨年 11 月から 12 月に入管難民法違反(不法就労助長)容疑で逮捕・起訴されている。

筆者は、尖閣諸島関連の資料収集のために沖縄を訪問する機会が多いが、中国からの帰化者と思われる人が那覇市の住宅地にマンションを建設し、入居者全員が中国人で話しが通じなくて怖いという話をよく聞く。中国が尖閣諸島を奪取する場合、これら中国人居住者が国防動員法に基づいて中国の行動を支援するのではないかと推測するのは穿ちすぎであろうか。

外国人が日本に帰化するための最低限の条件(国籍法第 5 条 1 項)は、①住所条件(日本に引き続き 5 年以上住んでいること)、②能力条件(20 歳以上であること)、③素行条件(犯罪歴の有無、納税状況や社会への迷惑の有無など)、④生活条件(生活に困ることがないこと)、⑤重国籍防止条件(それまでの国籍の離脱)、⑥憲法遵守条件(日本の政府を暴力で破壊する人または団体員)である。

この条件を満たせば、以下の帰化申請書類を住所地の法務局へ提出することにより、帰化が認められる。帰化申請にあたっては、①写真添付の帰化申請書、②親族概要記載書、③本人自筆帰化動機書、④経歴書、⑤生計概要記載書、⑥事業概要記載書、⑦住民票の写し、⑧国籍証明書、⑨親族関係証明書、⑩納税証明書、⑪在留歴証明書が必要とされる。

帰化申請手続きが煩雑なため、弁護士事務所や行政書士事務所が本人に代わって帰化申請手続きを支援する場合が多いという。帰化の重国籍防止条件として国籍(離脱又は退出)証明書が必要であり、帰化が認められなかった場合は大使館に返

納する。真意のほどは明確ではないが、弁護士や行政書士が提出する韓国や中国の国籍証明書は、偽造されたものが多いと言われている。

日本国籍を取得した元外国人の全員が日本への悪意をもっていると思えないが、帰化申請を審理する場合の本人面接の内容は判然としない、米国は、市民権を付与する際の面接に米国人として有しておくべき社会的質問をしている。また英国は、対テロ政策など安全保障の観点から、自国民の国籍剥奪の立法化が進んでいるという。

日本が大好きな外国人の帰化は大いに歓迎するところである。しかし、単なる金儲け目的の外国人、悪意ある外国人あるいは本国政府の意図を汲んだ外国人による帰化申請の可能性が否定できない以上、帰化申請の審査を実質的に厳格化する必要があるのではないかとと思われる。(2018 年 1 月 7 日)